



会計区分	① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率	資金不足比率
一般会計等					
志布志市においては一般会計のみ					
公営事業会計					
①国民健康保険特別会計					
②介護保険特別会計					
③後期高齢者医療特別会計					
公営企業会計					
①水道事業会計					
②下水道管理特別会計					
③公共下水道事業特別会計					
④国民宿舎特別会計					
⑤工業団地整備事業特別会計					
一部事務組合・広域連合					
①大隅曾於地区消防組合					
②曾於南部厚生事務組合					
③曾於北部衛生処理組合					
④鹿児島県市町村総合事務組合					
⑤鹿児島県後期高齢者医療広域連合					
⑥曾於地区介護保険組合					
⑦曾於地域公設地方卸売市場管理組合					
地方公社・第三セクター等（注）					
①志布志市土地開発公社					
②曾於東部土地改良区					
③曾於南部土地改良区					
平成 28 年度 志布志市の健全化判断比率	-	-	9.7	44.7	-
早期健全化基準（イエローカード）	13.12	18.12	25.0	350.0	20.0
※資金不足比率については、経営健全化基準					
財政再生基準（レッドカード）	20.00	30.0	35.0		
平成 27 年度 志布志市の健全化判断比率	-	-	9.6	55.4	-
※参考資料（総務省公表速報値）					
県内 19 市の平均値	-	-	8.3	27.6	-
県内市町村の平均値	-	-	7.3	14.7	-
全国市町村の平均値	-	-	6.9	34.5	-

（注）：第三セクター等については、出資比率に関わらず志布志市が第三セクター等の債務に損失補償を付している団体を掲載しています。

「健全化判断比率」とは

地方公共団体の財政状況が健全であるかどうかを判断するため、市の一般会計等の決算から算定した4つの指標を「健全化判断比率」と呼びます。

これらには、財政状況の危険度を計る基準（早期健全化基準＝イエローカード、財政再生基準＝レッドカード）が定められており、この基準値を超えた場合は、財政の立て直しに取り組むことになっています。

4つの指標（左の表と併せてご覧ください）

①実質赤字比率

一般会計のみの赤字の有無を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。この比率が高いほど、財政運営が深刻な状況となります。志布志市では実質赤字は発生していません。

②連結実質赤字比率

市のすべての会計を連結して赤字の有無を指標化し、収支が健全かどうかを示すものです。志布志市では連結実質赤字は発生していません。

③実質公債費比率

その年度の歳出に占める公債費（借金）や公債費に準ずるものの割合を指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

④将来負担比率

一般会計における公債費（借金）や損失補償を行っている第三セクター等に係るものを含め、市が将来的に支払っていく可能性のある実質的な負債額の割合を示すものです。

「資金不足比率」とは

公営企業の資金不足（赤字）を料金収入と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。これは一般会計における実質赤字に相当するものです。資金不足比率には、危険度を計る指標として経営健全化基準があります。

志布志市では、水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計、国民宿舎特別会計、工業団地整備事業特別会計のすべての公営企業会計において、資金不足は発生していません。

平成 28 年度の状況

志布志市の平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、早期健全化基準及び経営健全化基準を全て下回っています。

将来負担比率が改善した主な要因は、将来負担額のうち、主に退職手当支給予定額に係る一般会計負担見込額が 1 億 8,320 万 7 千円減少し、一方、充当可能財源等のうち、ふるさと志基金、財政調整基金等の基金額が 4 億 4,951 万 8 千円増加したことによるものです。

早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っているものの、志布志市の財政状況が厳しいことには変わりはありません。これからも行財政改革を推進し、健全な財政運営を図っていく必要があります。

地方公共団体は、毎年度の決算に基づいて「健全化判断比率」及び「公営企業における資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けた上で議会に報告し、公表しています。今回は、平成 28 年度の志布志市の「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の算定結果について公表します。

志布志市の財政は健全です。

健全化判断比率及び資金不足比率を公表します